

令和5年第1回ふくおか県央環境広域施設組合議会定例会

令和5年2月16日（木） 午前10時00分開議

議事録

**（道祖議長）** 議会定例会を開催する前に、事務局長より報告の申し出がっておりますのでこれを受けます。事務局長。

**（永岡事務局長）** 事務局長。おはようございます。定例会開会の前にご報告いたします。本日、片峯組合長が体調不良のため欠席したい旨の申し出がっております。ふくおか県央環境広域施設組規約第11条第2項及び組合長の職務を代理する副組合長の順序を定める規則に基づきまして、本日の定例会は赤間副組合長に組合長の職務を代理いただきますのでご了承をお願いいたします。

次に、桂川町議会より、本組合議員へ選出いただいております、林 英明 議員、原中政廣 議員が、令和4年11月18日をもって任期満了となられましたので、それに伴い、同年11月22日付で新たに桂川町議会から林 英明 議員、下川康弘 議員を、本組合議会議員として選出いただいております。

また、林 英明 議員におきましては、本組合の議会選出監査委員としての任期も満了となっております。

次に、小竹町議会より本組合議員へ選出いただいております、水谷日出夫 議員、和田立美 議員が、令和4年12月14日をもって任期満了となられましたので、それに伴い、同年12月19日付で新たに小竹町議会から峯岡 均 議員、和田立美 議員を本組合議員として選出いただいております。

なお、小竹町 和田立美 議員におかれましては、本年1月10日付で、本組合議員を辞職したいとの申し出があり、同日付で辞職を許可されましたので、現在、本組合議員におきましては1名の欠員となっております。

最後に、令和4年12月11日投開票の小竹町長選挙におきまして、井上頼子氏が当選され、本年2月6日正副組合長会議で互選の結果、本組合の副組合長に就任されております。

ここで、井上副組合長より一言ご挨拶をお願いいたします。

**（小竹 井上副組合長）** みなさま、こんにちは。小竹町の井上頼子でございます。小さな町が立っていくには、皆様に広域連合をお願いしながら進んでいくしかないと思っております。様々ご指導ご鞭撻の程、今後ともどうぞよろしくをお願いいたします。ありがとうございます。

<拍手>

**(永岡事務局長)**

以上で報告を終わります。

**(道祖議長)** 報告が終わりましたので、ただいまから、令和5年 第1回 ふくおか県中央環境広域施設組合議会定例会を開会いたします。尚、古本俊克議員から欠席の届け出がありましたのでご了承願います。先程、事務局長から報告がありましたとおり、本日、組合長が欠席となっておりますので、ここで、赤間副組合長からご挨拶をお願いします。

**(赤間副組合長)** 副組合長。皆さん、おはようございます。(おはようございます)

ただいま、事務局長から報告がありましたとおり、本日は、私、副組合長赤間が組合長の代理を執り行わせていただきます。片峯組合長の早期の回復を祈念しながらご挨拶をさせていただきます。

本日、令和5年第1回ふくおか県中央環境広域施設組合議会定例会を開催いたしましたところ、お忙しい中にもかかわらずご参集いただきまして誠にありがとうございます。

本日の定例会に提案いたします案件は、専決処分に関する議案2件、条例に関する議案4件、令和4年度補正予算に関する議案1件、令和5年度当初予算に関する議案1件、以上8件でございます。

それぞれの議案は上程されました都度、担当者に説明させますので、よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

**(道祖議長)** それでは、お手元に配付されております議事日程の順序に従い、議事を進行させていただきます。日程第1、仮議席の指定を行います。仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

日程第2、議席の指定についてですが、議長において欠番のみ指定します。新議席にかかる議員の氏名と議席の番号を、事務局長より告知させます。事務局長。

**(永岡事務局長)** 事務局長。告知いたします。

8番「下川 康弘」議員。14番「林 英明」議員。15番「峯岡 均」議員です。

**(道祖議長)** ただいま告知しましたとおり議席を指定いたします。

日程第3、会議録署名議員の指名についてですが、会議録署名議員は、8番、下川 康弘議員 11番、坂平 末雄 議員の両議員を指名いたします。

日程第4、会期の決定を議題といたします。おはかりいたします。  
今回の定例会の会期は、本日1日間と致したいと思っております。これにご異議はありませんか。  
(異議なし)

**(道祖議長)** ご異議なしと認めます。従って会期は、本日1日間と決定致しました。

日程第5に先立ちまして、組合長代理より追加議案の申し出がっておりますのでこれを受けたいと思います。赤間副組合長。

**(赤間副組合長)** 副組合長。この度、議会選出監査委員である林 英明氏の任期が満了となりましたので「監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて」、を追加議案第1号として、上程させていただきます。以上です。

**(道祖議長)** ただいま、組合長代理より議案第1号、監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて上程されました。これを日程に追加し追加日程第5として議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

**(道祖議長)** ご異議なしと認めます。議案第1号、監査委員の選任につき議会の同意を求めることについてを日程に追加し、追加日程第5として議題とすることに決定いたしました。

なお、お手元の議事日程の日程第5 議案第1号は、日程第6 議案第2号とし、以下同様に繰り下げをいたします。議案配布のため、暫時休憩いたします。暫時休憩。

#### < 暫時休憩（議案等配布） >

**(道祖議長)** 議案の配布漏れはありませんか。よろしいですか。

では、会議を再開いたします。

追加日程第5、議案第1号、監査委員の選任につき議会の同意を求めることについてを議題といたします。地方自治法第117条により、除斥に該当いたしますので8番 下川 康弘議員の退席を求めます。

(下川 康弘 議員 退席し退室)

提案理由の説明を求めます。赤間副組合長。

**(赤間副組合長)** 副組合長。議案第1号、監査委員の選任につき議会の同意を求めることについてご説明いたします。先程、配布いたしました議案第1号をご覧ください。

議案第1号は本組合、監査委員について組合議員のうちから議会選出監査委員として、桂川町議会選出の下川 康弘 議員を選任したいと存じますので、議会の同意を求めるものでございます。ご審議の上、満場の同意を賜りますようお願い申し上げます。

**(道祖議長)** これより質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なし)

**(道祖議長)** 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

**(道祖議長)** 討論がないと認められますので、討論を終結いたします。これより採決いたします。おはかりいたします。議案第1号、監査委員の選任につき議会の同意を求めることについてを原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

**(道祖議長)** 異議なしと認めます。よって議案第1号、監査委員の選任につき議会の同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

< 暫時休憩 (8番 下川 康弘 議員入室) >

**(道祖議長)** 会議を再開いたします。8番 下川 康弘 議員、監査委員就任の挨拶を自席にてお願いいたします。

**(下川康弘議員)** はい。ただ今、監査委員選任のご同意をいただきました下川康弘でございます。就任にあたりまして、一言ご挨拶させていただきます。

この度、ふくおか県央環境広域施設組合の監査委員に選任され、監査委員としての職務の重要性を深く認識し、公正不偏の態度で厳正な監査を行い、その職務を果たしてまいりたいと思います。

どうか、皆様方のご指導、ご鞭撻を心からお願い申し上げまして、甚だ簡単でございますが、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(拍手)

**(道祖議長)** では引き続きまして、日程第6、議案第2号、専決処分（専決第2号）の承認を求めることについてを議題といたします。直ちに説明を求めます。総務課長。

**(伊藤課長【総務課】)** 総務課長。それでは、議案第2号についてであります。議案書の1ページをお開き下さい。

専決処分の承認を求めることについての議案でございます。

ふくおか県央環境広域施設組合の給与に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条、第3項の規定により、議会に報告し、承認を求めるものであります。議案書2ページをお開きください。専決処分書でございます。

専決処分を令和4年12月16日付けで行っております。

議案書3ページから8ページが、専決処分致しました、ふくおか県央環境広域施設組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例であります。

一部改正条例の内容は、人事院勧告により、国家公務員の一般職職員の給与に関する法律が、令和4年11月18日に施行されたことに伴い、組合職員の給与に関する条例を改正させていただいたもので、附則により本条例は公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用すると定めております。

ご審議の上ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。説明は以上です。

**(道祖議長)** ただいま説明がありました議案第2号については、事前の質疑通告があつておりませんが、その他質疑はございますか。

(質疑なし)

**(道祖議長)** 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

**(道祖議長)** 討論がないと認められますので、討論を終結いたします。これより採決いたします。おはかりいたします。議案第2号、専決処分（専決第2号）の承認を求めることについてを原案のとおり承認することについて、ご異議ありませんか。

(異議なし)

**(道祖議長)** ご異議なしと認めます。よつて議案第2号、専決処分（専決第2号）の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決しました。

**(道祖議長)** 続きまして日程第7、議案第3号、専決処分（専決第3号）の承認を求めることについてを議題といたします。直ちに説明を求めます。総務課長。

**(伊藤課長【総務課】)** はい。総務課長。それでは、議案第3号についてですが、議案書9ページをお開き下さい。

専決処分の承認を求めることについての議案でございます。

令和4年度 ふくおか県央 環境広域施設組合 一般会計補正予算第3号を 専決処分したので、地方自治法 第179条、第3項の規定により、議会に報告し、承認を求めるものであります。議案書10ページをお開きください。専決処分書でございます。

専決処分を 令和4年12月16日付けで行っております。

議案書11ページ、12ページが、専決処分致しました、令和4年度 ふくおか県央 環境広域施設組合 補正予算 第3号であります。

補正予算の内容ですが、12ページをお願いいたします。

飯塚市リサイクルプラザにおいて、本年度予定しておりました「直流電源装置修繕」が、必要な電子機器類の調達において、納期が想定していた時期から、世界的半導体不足で遅延したため、修繕に要する工期が令和6年度まで必要となったことから同事業に要する経費について、繰越明許費とさせていただきますものであります。

ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。説明は以上でございます。

**(道祖議長)** ただいま説明がありました議案第3号について、事前の質疑通告があつておりませんが、その他質疑はございますか。

(質疑なし)

**(道祖議長)** 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

**(道祖議長)** 討論がないと認められますので、討論を終結いたします。これより採決いたします。おはかりします。議案第3号、専決処分(専決第3号)の承認を求めることについて原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

**(道祖議長)** ご異議なしと認めます。よつて議案第3号、専決処分(専決第3号)の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決しました。

**(道祖議長)** 日程第8、議案第4号、ふくおか県央環境広域施設組合個人情報保護条例の全部を改正する条例の制定についてを議題といたします。直ちに説明を求めます。総務課長。

**(伊藤課長【総務課】)** はい。総務課長。それでは、議案第4号「ふくおか県央環境広域施設組合個人情報保護条例の全部を改正する条例」について、ご説明いたします。議案書13ページをお願いします。

提案理由として、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）が改正されたことから、同法の施行に関し必要な事項を定めるため、本案を提出するものでございます。

本案につきましては、「個人情報の保護に関する法律」が改正され、各地方公共団体が定める条例は、改正後の個人情報の保護に関する法律に一本化される全国共通ルールが適用されることになったため、改正法の施行に必要な事項を条例で定めるものであります。

改正の主な内容といたしましては、本条例の名称がふくおか県央環境広域施設組合個人情報の保護に関する法律施行条例に変わることです。

内容につきましては、第1条から第9条まで 従前と特に変更はございませんが、関係条例に一部改正があり、附則の4で、情報公開・個人情報保護審査会条例を、附則の5で公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例を改正させていただいております。

内容につきましては、議案資料の17ページをお開きください。資料の方でございます。

第1条ふくおか県央環境広域施設組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正するというので、改正前の第2条第1号の下線部の文言が、改正後、ふくおか県央環境広域施設組合個人情報の保護に関する法律施行条例に変更となっております。

続いて、議案資料18ページをお願いします。

第2条ふくおか県央環境広域施設組合公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正ですが、改正前の下線部を改正後は削除いたしております。

なお、本一部改正条例の施行について、附則の1で令和5年4月1日からと規定させていただいております。

ただし、先にご説明いたしました、関係条例につきましては、公布の日から施行することと致しております。

ご審議の上、ご議決頂きますようよろしくお願いいたします。

以上で議案の説明を終わります。

**(道祖議長)** ただいま説明がありました議案第4号については、事前の質疑通告があつておりませんが、その他質疑はございますか。

(質疑なし)

**(道祖議長)** 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

**(道祖議長)** 討論がないと認められますので、討論を終結いたします。これより採決いたします。おはかりします。議案第4号、ふくおか県央環境広域施設組合個人情報保護条例の全部を改正する条例の制定について原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。  
(異議なし)

**(道祖議長)** ご異議なしと認めます。よって議案第4号、ふくおか県央環境広域施設組合個人情報保護条例の全部を改正する条例の制定については原案のとおり可決することに決しました。

**(道祖議長)** 日程第9、議案第5号、ふくおか県央環境広域施設組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。直ちに説明を求めます。総務課長。

**(伊藤課長【総務課】)** はい。総務課長。

それでは、議案第5号「ふくおか県央環境広域施設組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例」について、ご説明いたします。

議案書18ページをお願いいたします。提案理由として、職員の定年延長に係る地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の定年年齢の引き上げに関する規定の整備を行うため、本案を提出するものであります。この一部を改正する条例は、定年の引き上げ、管理監督職勤務上限年齢制度、いわゆる役職定年制度、定年前再任用短時間勤務制度等を導入するものであります。

19ページをお願いいたします。改正いたします本条例は、本則を章立てにし、定年制度、役職定年制度、定年前再任用短時間勤務制度の3つについてまとめております。

まず、第3条右の改正前で、職員の定年は、年齢60年とあるのを、左の改正後で、65年と改めております。

20ページをお願いします。第4条では、定年による退職の特例（いわゆる定年延長）について、従前の内容に加えて、後にご説明しますが、第9条第1項、第2項に規定する内容を追記しております。

21ページをお願いします。第6条を追加し、管理職手当が、支給されている職を、管理監督職とすることを規定しております。

22ページをお願いします。第7条を追加し、役職定年年齢を60歳と規定しております。次に、第8条を追加し、役職定年年齢を60歳と規定したことに伴い、他の職へ降任等を行うにあたり、遵守すべき基準について、規定しております。

23ページをお願いします。第9条を追加し、役職定年制度について、他の職へ降任等をするべき管理監督職員を、引き続き、管理監督職員として任用する特例に関して、制限を規定



しております。

26 ページをお願いします。第 10 条を追加し、第 9 条の規定により任用期間を延長する場合は、あらかじめ本人の同意を得なければならないことを規定しております。

次に第 12 条、第 13 条を追加し、定年前再任用短時間勤務職員の採用について、規定しております。

27 ページをお願いします。第 14 条として、この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定めることとしております。また、附則に第 3 項、第 4 項を追加し、定年に関する経過措置を定めており、令和 5 年 4 月 1 日から定年年齢を 2 年に 1 年ずつ段階的に引き上げ、令和 13 年 4 月 1 日から、定年を 65 歳とすることを、規定しております。

28 ページをお願いいたします。附則第 5 項を追加し、任命権者に、職員の年齢が 60 歳に達する日の属する前の年度の、60 年に達する日以降に適用される、任用、給与に関する情報の提供と、勤務の意思を確認することに努めるよう、規定しております。

次に、29 ページから 34 ページまでに、本条例施行条例の附則を記載しており、第 1 条において、施行期日を令和 5 年 4 月 1 日とし、第 2 条から第 11 条までで、条例施行に関する経過措置等を定めております。

議案の説明は以上ですが、ご審議の上、ご議決頂きますようよろしくお願いいたします。

**(道祖議長)** ただいま説明がありました議案第 5 号については、事前の質疑通告があつておりませんが、その他質疑はございますか。

(質疑なし)

**(道祖議長)** 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

**(道祖議長)** 討論がないと認められますので、討論を終結いたします。これより採決いたします。おはかりします。議案第 5 号、ふくおか県央環境広域施設組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

**(道祖議長)** ご異議なしと認めます。よつて議案第 5 号、ふくおか県央環境広域施設組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決することに決しました。

**(道祖議長)** 日程第 10、議案第 6 号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。直ちに説明を求めます。総務課長。

**(伊藤課長【総務課】)** はい。総務課長。

それでは、議案第 6 号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」について、ご説明いたします。

議案書の 35 ページをお願いいたします。提案理由として、職員の定年延長に係る地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の規定の整備行なうため、本案を提出するものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表方式により、ご説明いたします。

それでは 36 ページをお願いいたします。

まず、第 1 条 ふくおか県央環境広域施設組合職員定数条例の一部改正でございますが、現行の職員の再任用に関する条例が廃止されることから、新旧対照表の右側、改正前の第 3 条第 2 項を削除するものでございます。

次に、第 2 条 ふくおか県央環境広域施設組合職員の給与に関する条例の一部改正で、第 1 表（第 3 条関係）給料表内の職員区分の下線部分、改正前の再任用職員という文言を改正後は、定年前再任用短時間勤務職員に、改めるものでございます。併せまして、議案資料の 19 ページをお願いいたします。ふくおか県央環境広域施設組合単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規則も、同様に改正を行っています。

議案書にお戻りください。

37 ページをお願いいたします。第 3 条 ふくおか県央環境広域施設組合職員の再任用に関する条例ですが、定年前再任用短時間勤務制度の導入、及び暫定再任用制度への移行に伴い、これを廃止しております。

なお、附則において、第 1 項で、令和 5 年 4 月 1 日から施行することとしております。

第 2 項において、定義を定め、3 項で、定数条例の経過措置を定めております。

以上で議案の説明を終わります。

ご審議の上、ご議決頂きますようよろしくお願いいたします。

**(道祖議長)** ただいま説明がありました議案第 6 号については、事前の質疑通告があつておりませんが、その他質疑はございますか。

(質疑なし)

**(道祖議長)** 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

**(道祖議長)** 討論がないと認められますので、討論を終結いたします。これより採決いたします。おはかりします。議案第6号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

**(道祖議長)** ご異議なしと認めます。よって議案第6号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については原案のとおり可決することに決しました。

**(道祖議長)** 続きまして、日程第11、議案第7号、ふくおか県央環境広域施設組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。直ちに説明を求めます。総務課長。

**(伊藤課長【総務課】)** はい。総務課長。

それでは議案第7号、「ふくおか県央環境広域施設組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について、ご説明いたします。

議案書の38ページをお願いいたします。提案理由として、職員の職務の困難度及び責任の度に応じた処遇の適用を図るため、給与表及び職務の級に7級制を導入するため、本案を提出するものでございます。

改正内容につきましては、39ページから43ページまでの新旧対照表にお示ししておりますとおおり、別表第1「行政職給与表」、別表第2「職員の級並びに標準職務」に、7級を追加するもので、飯塚市の制度に合わせるものでございます。

附則では、施行期日は、令和5年4月1日といたしております。

以上で議案の説明を終わります。

ご審議の上、ご議決いただきますようよろしくお願いいたします。

**(道祖議長)** ただいま説明がありました議案第7号については、事前の質疑通告があつておりませんが、その他質疑はございますか。

(質疑なし)

**(道祖議長)** 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

**(道祖議長)** 討論がないと認められますので、討論を終結いたします。これより採決いたします。おはかりします。議案第7号、ふくおか県央環境広域施設組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

**(道祖議長)** ご異議なしと認めます。よって議案第7号、ふくおか県央環境広域施設組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決することに決しました。

**(道祖議長)** 日程第12、議案第8号、令和4年度ふくおか県央環境広域施設組合一般会計補正予算(第4号)についてを議題といたします。直ちに説明を求めます。総務課長。

**(伊藤課長【総務課】)** はい。総務課長。

それでは、議案第8号、「令和4年度、ふくおか県央環境広域施設組合 一般会計補正予算(第4号)について」、ご説明いたします。

別冊、補正予算書 1ページをお開き下さい。第1条で、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び制度は、「第1表 債務負担行為」による。

2ページをお開きください。これは、新清掃工場建設に係ります「施設整備に関する計画支援事業委託(新清掃工場建設)」を、令和5年度から施行するにあたり、その準備行為として業者の選定を行うため、債務負担行為とさせていただきます。

内容といたしましては、新施設の建設に係る施設整備基本計画の策定や、環境アセスメント調査等、専門的見地からの支援業務を委託するもので、期間は、令和5年度令和6年度、限度額は2億8,270万円としております。

具体的な事業内容については、追ってご報告いたします「新たなごみ処理施設建設に係る今後のスケジュール(案)及び概算事業費について」で、ご説明をいたします。

以上で、補正予算第4号の説明を終わります。

ご審議の上、ご議決いただきますようよろしくお願いいたします。

**(道祖議長)** ただいま説明がありましたけれど、説明の中で1ページの債務負担行為のところ期間及び限度額のところを制度というふうに分かれましたので「期間及び限度額」というふうに分けて私の方から読み上げさせていただきます。

ただいま説明がありました議案第8号については、事前の質疑通告があっておりませんが、その他質疑はございますか。

(質疑なし)

**(道祖議長)** 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

**(道祖議長)** 討論がないと認められますので、討論を終結いたします。これより採決いたします。おはかりいたします。議案第8号、令和4年度ふくおか県央環境広域施設組合一般会計補正予算(第4号)について原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

**(道祖議長)** ご異議なしと認めます。よって議案第8号、令和4年度ふくおか県央環境広域施設組合一般会計補正予算(第4号)については原案のとおり可決することに決しました。

**(道祖議長)** 日程第13、議案第9号、令和5年度ふくおか県央環境広域施設組合一般会計当初予算についてを議題といたします。直ちに説明を求めます。総務課長。

**(伊藤課長【総務課】)** はい。総務課長。

議案第9号、令和5年度 ふくおか県央環境広域施設組合一般会計予算(当初予算)についてご説明いたします。

別冊の、令和5年度 ふくおか県央環境広域施設組合一般会計予算 当初予算書をお願い致します。

予算書の1ページをお願い致します。議案第9号、令和5年度 ふくおか県央環境広域施設組合一般会計予算(当初)です。

3行目をお願いします。歳入歳出予算、第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 39億4,140万1,000円と定める、としております。これは前年度と比べますと、4億3,145万6,000円の減少で、減少率は9.87%でございます。

第2条では、歳出予算の流用について規定しております。

それではまず、歳入についてご説明致します。歳入歳出予算、事項別明細書によりご説明を致します。

4ページをお願い致します。歳入歳出予算事項別明細書、1の総括です。  
歳入についてご説明いたします。

まず、1款 分担金及び負担金では、本年度、35億842万8,000円を計上させていただいております。前年度との比較は、1億7,890万5,000円の増で、構成比は89.0%となっております。歳入のほとんどを占めております。

各構成市町の負担金の内訳は、41ページをお願い致します。令和5年度負担金割当明細書となりますが、各市町の合計額を、期別に示したものとなります。

飯塚市は、24億4,247万2,000円、前年度と比較し、6,682万円の増、嘉麻市は、7億6,822万8,000円、前年度と比較し、1,276万6,000円の増、桂川町は、2億2,852万1,000円、前年度と比較し、9,798万8,000円の増、小竹町は、6,920万7,000円、前年度と比較し、133万1,000円の増となっております。

それでは予算書、4ページにお戻りください。2款 使用料及び手数料では、本年度、1,826万6,000円を計上させていただいております。前年度との比較は、419万5,000円の増で、構成比は0.5%です。

なお、使用料及び手数料は、ごみ処理関係4施設での、ごみ処理手数料の収入の見込額であります。

次に、3款 国庫支出金では、本年度新たに、5,413万8,000円を計上させていただいております。構成比は1.4%です。これは、新施設建設に関します「施設建設整備に関する計画支援事業」に係る、国からの循環型社会形成推進交付金の歳入で、交付率は3分の1を見込んでおります。

次に、4款 財産収入では、本年度168万6,000円を計上させていただいております。前年度との比較は21万1,000円の減で、構成比は0.0%でございます。これは、財産貸付収入と基金利子収入の見込額であります。

次に、5款 繰入金では、本年度2億1,299万3,000円を計上させていただいております。前年度との比較は、7億4,071万4,000円の減で、構成比は5.4%です。これは、財政調整基金からの繰入金で、新規事業等に充てる財源としております。

次に、6款 繰越金では、本年度1,200万円を計上させていただいております。前年度との比較は、300万円の減で、構成比は0.3%です。これは、前年度の繰越金の見込額であります。

次に、7款 諸収入では、本年度1億3,389万円を計上させていただいております。前年度との比較は7,523万1,000円の増で、構成比は3.4%です。これは、有価物の売払い収入等ありますが、本年度、新たに計上したものといたしまして、桂苑への他施設から搬入される汚泥等の処理手数料と、嘉麻クリーンセンターのペットボトル売払収入でございます。

歳入合計、本年度39億4,140万1,000円で、前年度との比較は4億3,145万6,000円の減となっております。

次に歳出について説明を致します。5ページをお願い致します。まず、1款 議会費では、

本年度 201 万 3,000 円を計上させていただいており、前年度との比較は1万円の増で、構成比は0.1%です。

次に、2款総務費、本年度 2億5,729万7,000円を計上させていただいており、前年度より 2億1,245万6,000円の減で、構成比は6.5%であります。

次に、3款衛生費、衛生費は、本組合予算の中心をなすもので、環境施設等の運転管理のための経費です。主に経常経費となっております。本年度、36億6,859万1,000円を計上させていただいており、前年度より2億1,901万円の減となっております。構成比は93.1%です。

4款 予備費は 1,350 万円で、前年度と同額を計上させていただいております。

歳出合計で、39億4,140万1,000円となっております。前年度との比較では歳入と同額の4億3,145万6,000円の減となっております。

それでは目毎に 前年度と変わったところを、ご説明を致します。11 ページをお願い致します。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、本年度1億4,414万3,000円で、前年度よりも3,130万5,000円の増となっております。前年度より 増額になったものにつきましては、12 ページ、人件費、2節から4節、14 ページの18節の負担金、補助及び交付金中、退職手当組合負担金におきまして2,891万7,000円の増となっております。

これは、規約の改正等でご説明いたしました、組合組織の現状に合わせ、穂波苑、桂苑から事務局へ配置換えとなりました職員に係る人件費を、総務管理費に移し替えた為の増額であります。

また、12節の委託料におきまして、「火葬場劣化診断 調査業務委託」として634万7,000円、「し尿処理施設 及び 大規模改修工事 実施計画策定業務 委託料」として655万6,000円を新たに計上したことによる増額であります。

15 ページをお願い致します。2目の諸費におきまして、本年度1億1,306万3,000円で、前年度より 2億4,376万1,000円の減となっております。これは、構成市町の負担金増減の変動を平準化するため、新事業に向けた財源を確保していくための積立金です。

前年度と比較し減となったのは、新たなごみ処理施設に関します、「施設整備に関する計画支援事業」費等に充当したためであります。

41 ページをお願い致します。令和4年度末の各基金の見込額を、積立金の状況として表にまとめております。ご参照くださいませ。

16 ページをお願い致します。3款衛生費、1項保健衛生費、これは各火葬場施設での運転管理経費を計上いたしております。下段となりますが、本年度1億135万円、前年度との比較で、113万4,000円の増となっております。火葬場3施設については、いずれも指定管理となっており、本年度大きな変更はございません。

続けて、3款衛生費、2項清掃費、17 ページから 30 ページに、各ごみ処理施設、各し尿処理施設の運転管理経費、新たなごみ処理施設建設準備経費を計上致しております。

30 ページの中段の計の欄をご覧ください。2項 清掃費で本年度 35 億 6,724 万 1,000 円

で、前年度より2億2,014万4,000円の減となっております。

清掃費の内訳では、まず17ページから26ページに、ごみ処理関係5施設の運転管理経費を計上いたしております。

前年度からの主な変更点について、ご説明いたします。

17ページから19ページをお開きください。1目の桂苑管理運営事業費におきまして前年度より5,016万4,000円の増となっております。これは、10節 需用費で電気代高騰による光熱水費の増、並びに施設再編に伴う嘉麻市からのごみ搬入に対応するため、12節 委託料で、施設運転業務委託料の増、焼却灰処理・運搬委託料が、燃料費の高騰で処理単価が上がったための増です。

次に19ページ下段をお願い致します。

2目 ごみ燃料化センター管理運営事業費をお願いします。同事業費につきましては、施設再編で廃止となるため、3億3,672万9千円の減となっております。

なお、ごみ燃料を排出しておりました大牟田リサイクル発電事業は、本年3月末日をもって終了することから、同事業への出資金等の精算が行われることとなります。その際、大牟田リサイクル発電所の譲渡要件として、令和4年度に施設改修を行っており、その精算も行われることとなりますが、手続等に時間を要し、年度を超えてからの精算となるため、22節に償還金を存置科目として設けさせていただいております。精算額が確定しましたら、予算を補正させて頂こうと考えております。

次に19ページから22ページをお願い致します。3目 リサイクルセンター管理運営事業費におきまして、前年度より947万4,000円の増となっております。

これは、10節 需用費の修繕料において、回転式破碎機等の整備機器が増加したための増、並びに、11節 役務費において、ごみ燃料化センターで処理していましたが可燃破碎物の処理を桂苑で行うため、処理手数料を新たに設けたための増であります。

22ページから23ページをお願い致します。4目の飯塚市清掃工場管理運営事業費におきまして、前年度より1億4,438万8,000円の減となっております。これは、令和4年度に施設再編のため2炉運転に向けた大規模整備事業において、事業は令和6年度まで継続となりますが、大きな改修を終えたため、10節 需用費の維持補修費が減となったためでございます。

23ページから25ページをお願い致します。5目 飯塚市リサイクルプラザ管理運営事業費におきまして、前年度より1,369万7,000円の減となっております。

これは、同施設の10節 需用費のうち維持補修費が、計画補修で補修内容が変わったことにより、減となったものであります。

また令和5年度より、穂波苑から正規職員が3名リサイクルプラザに異動することに伴い、2節から4節および18節の人件費においては増額となっております。

25ページから26ページをお願い致します。6目 嘉麻市嘉麻クリーンセンター管理運営事業費におきまして、前年度より1億5,252万2,000円の減となっております。



これは、施設再編でごみ焼却施設が休止となることから、10 節 需用費、12 節 委託料等の関係経費が減となったこと、押さえ盛土築造工事が完了したことにより、工事請負費が減となったためであります。

次に、28 ページから 31 ページに、し尿処理関係 4 施設の運転管理経費を計上いたしております。

前年度からの主な変更点について、ご説明いたします。27 ページをお願い致します。

7 目の穂波苑管理運営事業費では、前年度より 1 億 537 万 1,000 円の増となっております。同施設では、5 年度から包括委託となり、委託料に含まれることとなる、2 節から 4 節、18 節の person 費、10 節の需用費のうち、消耗品費、燃料費、修繕料、薬剤費等が、減額となりますが、委託料に含まれない 10 節 需用費の、修繕料に定期修理以外の修繕を見込み計上したこと、光熱水費が電気代の高騰により増となったこと、11 節 役務費に、し渣、脱水汚泥を桂苑で処理するため、処理手数料を新たに設けたことで増額となったこと、12 節 委託料で、施設運転委託料を新たに設けたこと、またそれに含まれる、燃料費、資材費等が高騰していることから増額になったということ、処理水用の井戸からの配管が破損したため、敷地内に新たに井戸を設置するため、12 節の調査設計委託料、14 節の工事請負費を、新たに設けたため増額になっており、総額として増となっております。

次に、8 目の汚泥再生処理センター管理運営事業費で、前年度より 4,198 万 8,000 円の増となっております。同施設も、穂波苑同様 令和 5 年度から包括委託となり、委託料に含まれることとなる、2 節から 4 節、18 節の person 費、10 節の需用費のうち、消耗品費、燃料費、修繕料、薬剤費、印刷製本費等が、減額となりますが、委託料に含まれない、10 節 需用費の、修繕料に定期修理以外の修繕を見込み計上したこと、光熱水費が電気代の高騰により増となったこと、11 節 役務費に、し渣等を桂苑で処理するための処理手数料を新たに設けたことで増となったこと、12 節 委託料で、施設運転委託料が、それに含まれることとなった燃料費、資材費が高騰していること等から増額となって、総額として増となっております。

28 ページをお願い致します。9 目の飯塚市環境センター管理運営事業費では、前年度より 3,011 万 7,000 円の増となっております。

これは、10 節 需用費のうち維持補修費が、定期整備修繕で補修内容の変更等により増額となっております。

29 ページをお願い致します。

10 目 嘉麻市嘉麻浄化センター管理運営事業費で、前年度より 1,927 万 3,000 円の増となっております。これは、10 節 需要費のうち光熱水費で、電気代の高騰による増、修繕料で、これまでの実施していなかった大型ポンプの改修を行うための増額となっております。

次に、30 ページをお願いいたします。令和 5 年度より、新たに 11 目 清掃工場 建設準備費を創設し、1 億 7,080 万 5 千円を計上させていただいております。こちらは、新清掃工場建設準備として、施設整備に関する計画支援業務委託料等の経費でございます。

以上で、令和5年度 ふうおか県央環境広域施設組合 一般会計予算の説明を終わります。  
ご審議の上、ご議決いただきますようよろしくお願いいたします。

**(道祖議長)** ただいま説明がありました議案第9号については、事前の質疑通告があつておりませんが、その他質疑はございますか。  
(質疑なし)

**(道祖議長)** 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。  
(討論なし)

**(道祖議長)** 討論がないと認められますので、討論を終結いたします。これより採決いたします。おはかりいたします。議案第9号、令和5年度ふうおか県央環境広域施設組合 一般会計予算(当初予算)について原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。  
(異議なし)

**(道祖議長)** ご異議なしと認めます。よつて議案第9号、令和5年度ふうおか県央環境広域施設組合 一般会計予算(当初予算)については原案のとおり可決することに決しました。

**(道祖議長)** 暫時休憩いたします。再開を11時15分といたします。

#### <暫時休憩>

**(道祖議長)** 議会を再開いたします。日程第14、報告事項、報告第1号について、報告を求めます。再編建設推進室 室長。

**(杉丸室長【再編建設推進室】)** 再編建設推進室室長。

報告第1号新たなごみ処理施設建設に係る今後のスケジュール(案)及び概算事業費についてご報告させていただきます。

この報告事項は、昨年11月15日に行われました定例会で、現在、当施設組合が進めております新たなごみ処理施設建設の推進に対し、今後、国の交付金を活用いたしますうえで必要となる循環型社会形成推進地域計画の策定と計画事項の概要をご報告したところですが、その内容の一つであります計画支援事業において、今後の事務スケジュールと見込まれる概算事業費の一部見直しを図ることが必要となりましたので、この度改めてご報告させていただきます。

では、本日事前に配付をさせていただいておりました、右上に第1回定例議会報告資料①

としています A3 横の新たなごみ処理施設建設に係る今後のスケジュール(案)についての資料をお願いいたします。

この資料は、当該施設組合で今後進めて参ります新たなごみ処理施設の建設推進に関する事務スケジュールをまとめた案となりますが、先述いたしました循環型社会形成推進地域計画の策定後に、福岡市や須恵町外二カ町清掃施設組合などの他団体で、現在、施設建設の計画支援業務を受託されている複数の専門コンサルタント事業者に対しヒアリング調査等を実施いたしまして、より効率的で効果的な事業のスケジュールを検討いたしました。

まず、資料中の項目の一番上、地元調整についてですが、新たなごみ処理施設の建設候補地に選定しています桂川町九郎丸区の地域の代表者、それから地権者の方々に当該施設建設へのご理解をいただくための調整を、本年度に引き続き令和 5 年度も行っていくように計画しているものです。令和 5 年度中を目途に建設に必要と見込んでおります民有地の取得までを完了したいと考えております。

次に、二段目に記載しておりますが、循環型社会形成推進交付金申請手続きでございます。こちらは、当該交付金の活用に対して必須となります循環型社会形成推進地域計画を昨年 12 月に県を通じて国に提出しております。今回の事業スケジュール等の一部見直しをはじめといたしまして、今後も必要に応じて見直し等の対応を適宜実施し適切に対応していくように考えております。

続きまして、三段目の項目(1)計画支援事業受託事業者の決定から九段目の(7・8)要求水準書、いわゆる、詳細な仕様書になるものですが、その関係図書の策定と建設事業者、こちらはいわゆる、プラントメーカーになりますけども、その事業者選定の支援までの取組や各種調査等の業務を計画支援事業として(1)で選定をいたしますコンサルタント事業者に一括で委託するように計画しているものです。

現在、国に提出しております当施設組合の地域計画では、この計画支援事業につきまして、国が示している策定マニュアルでの一般的なごみ処理施設の建設スケジュールを参考とし、当初 3 年間の事業実施期間を想定しておりましたが、近年の社会情勢における建設費用高騰の傾向、並びに働き方改革におきます建設工事期間の長期化、更には建設候補地の立地状況等を踏まえ、用地の造成が広範囲になることが見込まれることなどから、施設建設の事前準備となります、この計画支援業務の各種取組を並行して実施する必要が生じたので、その実施期間につきまして 2 年間への見直しを行い、一方で、資料の表中の下の二段に整理しておりますが、施設整備事業の(9)土地造成に関する工事と、(10)新ごみ処理施設の実施設設計及び工事に要しますその期間を当初想定していました 4 年間から 5 年間へと計画を見直すように考えているものでございます。

また、この資料の最下段には、施設建設の計画支援事業で実施いたします施設整備基本計画の策定、それから PFI 導入可能性調査、生活環境影響調査につきましての取組内容の解説を整理し記載しております。それぞれの内容説明は割愛させていただきますが、後ほどご確認いただきますようお願いいたします。

次に、資料②A4 縦の新たなごみ処理施設建設に係る事務フローをお願いいたします。この資料は、先ほど資料①で実施スケジュールの見直しを行うとの説明をさせていただいたものですが、計画支援事業と施設整備事業、それぞれの取組の実施順序を整理し、事務フローとしてお示しをしているものでございます。

資料中、向かって右側の中段に赤い点線で囲って表示しておりますが、令和5年度から6年度の2カ年間の実施を計画しております、計画支援事業の(2)施設整備基本計画の策定から、(7)処理方式の選定に向けた提案に関する要求水準書等の策定までの業務を、これから委託いたします専門のコンサルタント事業者の支援を受けながら円滑に進めていくように計画しております。

また、同様に赤い点線で資料の下段に記載しておりますが、令和7年度から11年度の実施を計画しております施設整備事業での実施設計や建設工事につきましては、計画支援事業の(8)で選定いたしますプラントメーカーが主体となります施設建設事業者と連携し、令和12年度の施設開設に向けて適切に進めて参りたいと考えております。

なお、計画支援事業の(1)として記載しております当該事業受託事業者の決定につきましては、先程の議案第7号、令和4年度一般会計補正予算にてご審議いただき、当該事業の実施に係ります予算をご承認いただきましたので、これから速やかに公募型プロポーザル方式での受託事業者選定の手続きを進めて参りたいと考えております。

次に、資料③A4 横の交付対象事業費(概算)見込額をお願いいたします。この資料は、現在、国に提出しております当施設組合の循環型社会形成推進地域計画に記載している、令和5年度から6年度に実施いたします計画支援事業の概算事業費の見直し内容について整理しお示ししているものです。向かって一番左に①から⑥として、この計画支援事業で国の交付金対象となります各取組を整理し記載しております。その右横に青で表示しております項目Aの現地域計画で計画している概算事業費は、①から⑥の全取組において2億5,420万円を見込んでおりましたが、今回、事業スケジュールの見直し等に伴いまして、右横の項目Bに記載していますように概算事業費が2億8,270万円、A、Bの比較で2,850万円増の事業費が必要になると見込んでおります。

この事業費の増額につきましては、今後の計画支援事業の実施スケジュールを3年から2年に見直すことに伴いまして、同時に並行して進めていくこととなります取組が増加し、委託事業者の円滑で適切な業務遂行に必要な技術者の投入人員の増加に係る人件費の増加が主な要因と見込んでおります。

なお、この概算事業費につきましては、その3分の1が国の交付金対象になるものと見込まれますことから、今後、2年間の概算事業費2億8,270万円に対し、約9,400万円の交付金を見込んでおります。

今後、令和5年度から6年度にかけて、新たなごみ処理施設の建設に関します各種事業、または取組等の実施が必要となって参りますが、目標としております令和12年度の施設開設に向けまして、今後も慎重かつ丁寧に本事業の推進に努めて参ります。

以上、簡単ですが報告第1号のご報告でございます。

**(道祖議長)** 報告が終わりました。只今説明がありました報告第1号について、事前の質疑通告はあっておりませんがその他質疑はございますか

**(上野議員)** 議長。

**(道祖議長)** 3番、上野伸五議員。

**(上野議員)** ありがとうございます。先程の説明になかったんですけど、DBO方式でやると決めてあるんですけどこれはどんな理由ですか。

**(杉丸室長【再編建設推進室】)** はい、再編建設推進室室長。

**(道祖議長)** 室長。

**(杉丸室長【再編建設推進室】)** はい。こちらの業者選定の方法につきましては、先に施設建設等の方向性を取り決めさせていただきました再編整備基本の基本構想。こちらにつきましては、令和2年度から3年度にかけて策定した当組合の施設整備の基本構想になりますが、そちらの構想の中で、今後の新たなごみ処理施設の建設につきましてDBO方式で業者の選定を行うということを取り決めさせていただいております。その内容に基づき今後も進めたいと考えております。

**(上野議員)** あ、決まっちゃったん。はい。もう1件。

**(道祖議長)** 3番、上野伸五議員。

**(上野議員)** ありがとうございます。この事務フローを見るにあたってコンサルタントの事業者が主体となり実施とあり、コンサルタントを選ぶのがとても重要になってくると思うんですが、今、説明があった何社か事前に打ち合わせというか、資料など取り寄せられているんでしょうが、今から公募をするんでしょう。じゃあ、コンサルタントの事業者を今後公募して3月中に決めるわけですから、今まで事前にご相談をされてないコンサルタントが応募するということはまず不可能だと思うんですけど。その点はちゃんと透明性や公平性など確保してやっていただけるのかが一点と、(2)から(7)はコンサルタント事業者が主体となり実施とあります。これは当たり前の話しだと思うんですが、この間の進捗状況や内容について、議会への報告はどう考えているのか教えてください。

**(杉丸室長【再編建設推進室】)** はい、再編建設推進室室長。

**(道祖議長)** 室長。

**(杉丸室長【再編建設推進室】)** お尋ねの2点につきましてでございますが、通常、この計画支援事業につきましては基本計画の策定、それから測量、地質調査、PFI導入可能性調査、それから生活環境影響調査、これら諸々の建設に必要となります計画の策定や調査業務に対して、それぞれ個別にいろいろな事業者からの営業活動を現在まで受けております。ただし、近年の傾向ではございますけれども、福岡市西部、それから当組合と一緒に大牟田の方で RDF の処理の事業を行ってございました須恵町外二ヶ町環境施設組合ですね。そちらの方でも現在この施設建設を進めておりますが、その中で、これら諸々の取組の業務について、一括で委託をするということがその効率性等からも見直されてきております。そういった内容についても、私どももそれら他団体に勉強させていただきまして、調査をかけ、そのような話しを進めてきている訳でございますが、今後、直ちに行います公募の中にもその旨詳細に記載をさせていただきまして、できるだけ透明性のある委託業務を行えるように取り組んでいきたいと考えております。

それから、(2)から(7)の計画支援事業。専門のコンサルにそれぞれ進めていただくことになるんですけども、その取組の内容については、その都度、議会の方にもご報告をさせていただきまして、現在のところ開催が遠のいておりますが、これまで合同委員会ということで常任委員会を開催させていただきましたので、そういった機会も議長と相談しながら開催しご報告させていただきたいと思っております。

なお、DBO方式につきましては、プラントメーカーから提案を受け、その内容等について精査し、建設事業者を選定していくという取組になりますが、その内容については透明性が確保できるように取り組んで参りたいと考えております。

**(上野議員)** はい、最後1点だけ。

**(道祖議長)** 3番、上野伸五議員。

**(上野議員)** はい。ありがとうございます。最後に1点だけ。

私、従前から申し上げておりますが、コンサルタントから最後に報告書などがあがってきますよね。それを参考にしながらプラントメーカーを決定していくと思うんですが、処理方式が特定の方式に偏ったような報告書にならないように、これだけは必ずお願いしますけど大丈夫ですか。

**(杉丸室長【再編建設推進室】)** はい、再編建設推進室室長。

**(道祖議長)** 室長。

**(杉丸室長【再編建設推進室】)** 各関係業務の報告書につきましては、議会の皆さまにも配付させていただきまして中を確認いただいて進めて参りますが、先ほどご指摘がありました内容については、そのような方向にならないように十分配慮しながら策定をしていきたいと思っております。

**(上野議員)** お願いします。

**(道祖議長)** 他に質疑ありませんか。

**(小幡議員)** はい。

**(道祖議長)** 12番、小幡議員

**(小幡議員)** 上野議員の関連で聞きます。

令和5年ですかね。今年の3月までにコンサルタント事業者を選定すると書いてますよね。通常、その選定委員会を設けると思うんだけど、本組合の選定委員のメンバーはどのように考えていますか。

**(杉丸室長【再編建設推進室】)** 再編建設推進室室長。

**(道祖議長)** 室長。

**(杉丸室長【再編建設推進室】)** 今回行いますコンサルタント事業者の選定につきましては、本来、事務局の方で行いますそれぞれの法的専門的な各種調査、それから施設整備基本計画の策定、これらが専門性を要する取組のためにコンサルの方に委託するものですが、あくまでも私ども事務局のアシストをしていただくということを考えておりますので、当組合事務局内部の方で選考委員会を立ち上げ、できるだけ多くの目から適正なコンサル事業者が選定されるように、そういった体制を作って進めていきたいと考えております。その体制につきましても、現在、設置に向けた要綱等を作成しておりますので、それらが完成しだい議会にもご報告させていただいて、結果のご報告もさせていただきたいと思っております。

(道祖議長) 他に質疑ありませんか。

(小幡議員) 議長。

(道祖議長) 小幡議員。

(小幡議員) 今の報告だと、まだ選定委員は決まってないんですか。決まったら報告はどの段階で議会にあるんですか。それともそのまま行って選定した結果を報告するんですか。どちらですか。

(道祖議長) 室長

(杉丸室長【再編建設推進室】) はい。再編建設推進室室長。

現時点では、そのまま内部で選定委員会を立ち上げる予定でございますので、事業者の選定後にその結果と共にどのような形で選定をしたか、その対象者等についても後ほどご報告をさせていただくように考えております。

(道祖議長) 他に質疑ありませんか。あればお受けいたします。

(林議員) 議長、私、出してたのがあるんですよ。提案してよいですか。

(林議員) はい。

(道祖議長) 林議員。

(林議員) はい。1月16日、17日にかけて愛媛県今治市、広島県の東広島市にごみ処理施設の視察に行かせていただきました。そこで、地元の開発などの話も聞かせていただきましたが、建設前は反対が多かった。しかし、完成後には人が集える場所になり高い評価を受けるようになったということでした。桂川町の地元、九郎丸においても、昨年11月に久留米と佐賀に視察に行かれ、私も同行いたしましたけれども、行かれた方からは高評価でした。ごみ処理施設というのは昔は迷惑施設でしたけれども、現在はダイオキシンとか、煤塵とかほとんどなくて、いわゆるクリーンセンター。人が集う場所になっています。反対の方々もこれを見ていただければ納得していただけるのかなと思っています。今後、地元九郎丸の多くの方々に多くの施設を視察していただきたいと思っておりますけれどもいかがでしょうか。



**(杉丸室長【再編建設推進室】)** 再編建設推進室室長。

**(道祖議長)** はい、室長。

**(杉丸室長【再編建設推進室】)** はい。質問者の言われるとおり、先月 16 日、17 日に訪問いたしました、今治市と東広島市の施設につきましては、当初、反対の声があった。しかしながら完成後にはそれらの声もなくなって、どちらかと言えば高評価を得ているという内容の話があったかと思います。今後、私ども施設組合の方でも、管内に建設いたしますこのごみ処理施設につきましては、できるだけ地元となります桂川町九郎丸区の皆さまのご意見等をお伺いしながら、昨年 11 月 26 日に 1 度目の視察を行いました。その際、まだ来られてない方も結構おられますので、次回、またその次ということで開催の要望等がありますが、それらにも慎重かつ丁寧に対応して参りたい。できるだけ多くの方に反対されずに、建設の方を進めて行きたいと考えておりますので、その姿勢で今後も進めて参りたいと考えております。

**(道祖議長)** 林議員、よろしいですか。

**(林議員)** はい。

**(道祖議長)** その他ありませんか。

<「なし」の声あり>

**(道祖議長)** これで本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉会いたします。

これにて令和 5 年第 1 回ふくおか県央環境広域施設組合議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。